

三 郷 市 審 議 会 開 催 案 内

三郷市農政審議会の開催について、下記のとおりご案内いたします。

1 会 議 の 名 称	三郷市農政審議会
2 開 催 日 時	令和7年3月27日（木） 午前10時00分 から
3 開 催 場 所	三郷市役所 本庁舎東別館第三会議室
4 議 題	（1）地域計画について（諮問）
5 会 議 の 公 開 （非公開の場合はその理由）	公開 ※ ただし、会議の中で非公開の決議を行った場合、当該部分の議事は非公開となります。
6 傍 聴 人 定 数	5名
7 傍聴の手続き	① 傍聴の受付は会議開催の20分前から行い、10分前に終了します。 ② 受付で傍聴申請書及び受付簿に必要事項を記入いただき、事務局職員の指示に従って入室していただきます。 ③ 傍聴希望者が定数を超える場合は抽選となります。
8 問い合わせ先	地域振興部 農業振興課 農業振興係 電話 048-930-7722

三郷市農政審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 三郷市農政審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する者は、三郷市農政審議会傍聴申請書（別記様式）により申請し、会長の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の申請は、会議の開催１０分前までに事務局へ提出しなければならない。

2 傍聴人の定員

- (1) 傍聴人の定員は、５名以内とする。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。

3 会長の権限

- (1) 会長は、審議会の秩序を守るために必要と認めるとき、または傍聴人が５名を超えた場合は、抽選とする。
- (2) 会長は、審議会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者の傍聴を許可しないことができる。

4 傍聴を許可しない者

- (1) 他人に危害を加えるおそれのあるものを所持している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 異様な服装をしている者。
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを所持している者。

5 傍聴人の守るべき事項

- (1) 談論、放歌、高笑いなど騒ぎたてないこと。
- (2) 委員の言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) はちまき、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 傍聴人が、電子機器類を携帯して会場に入場する場合は、その電源をきること。ただし、補聴器等特に会長の許可を得た場合、この限りでない。
- (7) 原則、議案書、資料等は持ち帰らないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、または審議会の妨害となるような行為をしないこと。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、または退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は、平成２０年２月２６日から施行する。

三郷市農政審議会傍聴申請書

三郷市農政審議会長 様

令和6年度三郷市農政審議会を傍聴したく、以下のとおり申請します。

なお、傍聴にあたっては、下記の三郷市農政審議会傍聴要領にかかげる傍聴人の遵守事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

記

住 所

氏 名

連絡先（電話）

傍聴人の遵守事項

- (1) 談論、放歌、高笑いなど騒ぎたてないこと。
- (2) 委員の言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) はちまき、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 傍聴人が、電子機器類を携帯して会場に入場する場合は、その電源をきること。ただし、補聴器等特に会長の許可を得た場合、この限りでない。
- (7) 原則、議案書、資料等は持ち帰らないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。